

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目 次

### 告 示

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
  - 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 二
  - 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二
  - 道路の区域変更 (道路課) 二
  - 道路の供用開始 (同) 二
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二
  - 土砂災害警戒区域の指定 (同) 三
  - 都市計画変更案の縦覧 (都市計画課) 四
  - 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (同) 四
  - 市街地再開発組合の事業計画変更の認可 (同) 四
- ### 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (税 務 課) 五
  - 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 五
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 五
  - 選挙管理委員会 七
  - 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 八
  - 政治団体の届出 八
  - 政治団体の届出事項の異動届 八
  - 政治団体の解散届 八
  - 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分) 九

ページ

## 告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

九

○宮城県告示第七百九十五号  
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	封印映像乱淫ハブニング決壊スベシヤル	株式会社コスミック出版
二	雑誌	63807182 実話BUNKAタブ110月号2017	株式会社コアマガジン
三	雑誌	05375110 EXMAX1DELUXE特別総集編2017夏	株式会社ぶんか社
四	雑誌	67984111 芸能秘宝館Bravo ISBN9781418663217821	株式会社ブレインハウス
五	コミック	2 d r a p 1 0 月号 16695110 ググるな危険!絶対に検索してはいけないワイド156	株式会社コアマガジン
六	雑誌	66235119 月刊ほんとうに怖い童話10月号	株式会社ダイアプレス
七	コミック	08103110 悪用厳禁!激ヤバグッズコレクション	株式会社ぶんか社
八	雑誌	68288148 実話ナックルズSPECIAl2017夏号	マイウェイ出版株式会社
九	雑誌	68518154 実話ナックルズ月刊10月号	ミリオン出版株式会社
十	雑誌	04877110	ミリオン出版株式会社

### 二 指定理由

図書類の内容が一から五の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、六の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、七の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し及び甚だしく残忍性を有し、八から十の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百九十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年十月二十三日	多賀城市 全 域	午前十時から午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
十月二十四日	多賀城市 全 域	午前十時から午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
十月二十五日	多賀城市 全 域	午前十時から午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
十月三十一日	大和町 全 域	午前十時から午後三時まで	大和町役場一階
十一月一日	大和町 全 域	午前十時から午後三時まで	大和町役場一階

○宮城県告示第七百九十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年九月十五日

○宮城県告示第七百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
	前	後			
牡鹿郡女川町小乗浜字小乗一一九番地先から同郡同町小乗浜字小乗八一番一地先まで	A	B	一一・五 四六・五	二七五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	A	七・〇 一四・九	四八六・八	
			一一・五 四六・五	二七五・〇	
			八・〇 一七・八	二九一・八	

○宮城県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町小乗浜字小乗一一九番地先から同郡同町小乗浜字小乗八一番一地先まで	平成二十九年九月十五日

○宮城県告示第八百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
滝の入沢	土石流	岩沼市三色吉字竹倉部(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城所
竹倉部沢	土石流	岩沼市三色吉字竹倉部(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
竹沢	土石流	岩沼市三色吉字竹(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
古沢元	急傾斜地の崩壊	岩沼市志賀字古沢元(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
三色吉	急傾斜地の崩壊	岩沼市三色吉字平等(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
懐の1	急傾斜地の崩壊	岩沼市三色吉字懐(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
懐の2	急傾斜地の崩壊	岩沼市三色吉字懐(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
畑向山の1	急傾斜地の崩壊	岩沼市北長谷字畑向山(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
畑向山の2	急傾斜地の崩壊	岩沼市北長谷字畑向山(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
畑向山の3	急傾斜地の崩壊	岩沼市北長谷字畑向山(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
瀬ヶ崎	急傾斜地の崩壊	登米市米山町中津山字瀬ヶ崎(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城所
鹿の畑	急傾斜地の崩壊	登米市米山町中津山字鹿ノ畑(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
清水	急傾斜地の崩壊	登米市米山町中津山字清水(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
朝来下	急傾斜地の崩壊	登米市米山町善王寺朝来下(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
大久保	急傾斜地の崩壊	登米市米山町善王寺大久保(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所
猿ヶ崎	急傾斜地の崩壊	登米市米山町善王寺猿ヶ崎(次の図のとおり)		宮城県土木部防災課及び宮城所

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
中新田	急傾斜地の崩壊	登米市米山町善王寺中新田(次の図のとおり)	
武道が崎	急傾斜地の崩壊	登米市米山町善王寺武道が崎(次の図のとおり)	
大根沢の1	急傾斜地の崩壊	登米市石越町東郷字大根沢(次の図のとおり)	
とど台の3	急傾斜地の崩壊	登米市石越町南郷字とど台(次の図のとおり)	
黒山	急傾斜地の崩壊	登米市石越町東郷字黒山(次の図のとおり)	
大根沢の2	急傾斜地の崩壊	登米市石越町東郷字大根沢(次の図のとおり)	
赤谷	急傾斜地の崩壊	登米市石越町北郷字赤谷(次の図のとおり)	
山田	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛山田(次の図のとおり)	
道場の5	急傾斜地の崩壊	登米市登米町寺池道場(次の図のとおり)	
八反	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛八反(次の図のとおり)	
上町の9	急傾斜地の崩壊	登米市登米町寺池上町(次の図のとおり)	
東針田の4	急傾斜地の崩壊	登米市登米町小島字東針田(次の図のとおり)	
五郎峰沢	土石流	登米市登米町大字日根牛五郎峰(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
-------	---------------------	--------	------

竹倉部沢2	土石流	岩沼市三色吉字竹倉部（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
鍛冶屋敷	急傾斜地の崩壊	登米市米山町中津山字鹿ノ畑（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

(1) 汚水

なし

(2) 雨水

なし

2 廃止しようとする土地の区域

(1) 汚水

仙台市泉区根白石字姥懐前下及び同字上田西の各一部

(2) 雨水

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び仙台市役所（都市整備局計画部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十九年九月十五日から平成二十九年九月二十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八百三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十五日から平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区

石巻市中央一丁目十二番一、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一、十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十五番一、十六番一、十六番四、十七番二、十八番一、十八番二、十八番三、十八番四、十八番五、十八番六、十八番八、二十三番一、二十三番三、二十三番四及び二十三番五

四 事務所の所在地

石巻市中央一丁目十四番五号

公 告

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月十八日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成三十年三月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年九月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年度税制改正等に伴うシステム修正業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年八月二十四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 九千八百二十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号に該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県松島町磯崎字長田八十番二十四、八十番二百七、八十番二百九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目十三番八号

コスモスケア株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県利府町森郷字柱田一番十四、二番一、三番一、同字連沼十三番の一部、十七番一、十七番二、十八番一の一部、二十二番の一部、二十三番二の一部、二十三番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区上杉二丁目一番十四号

セルコホーム株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（宮城県工業高等学校）一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 貸借期間 平成三十年一月一日から平成三十四年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第



一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ平成二十九年九月二十二日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月二十二日（金）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十六日（火）から平成二十九年十月十一日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

書に定めるところにより平成二十九年十月十一日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
 入札期間 平成二十九年十月二十三日(月) 午前九時から平成二十九年十月二十四日(火) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十月二十四日(火) 午後五時まで  
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成二十九年十月二十五日(水) 午前九時三十分 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当

する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (one set)
- 2 Duration of Contract : January 1, 2018 to September 30, 2022
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Industrial High School
- 4 Deadline for Bid : October 24, 2017 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第百五号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

石巻市新山生活センター及び石巻市網地生活センターの項を削り、石巻市河南須江農村定住セン

ターの項中「同 市須江字沢田三番地」を「同 市須江字沢田前三番地一」に、定川会館の項中「同 市前谷地字沖西三番地」を「同 市前谷地字沖西二六番地二」に改める。  
 栗原市栗駒伝統文化の伝承館及び栗原市栗駒農村環境改善センターの項を削る。  
 鹿島台姥ヶ沢集会所の項の次に次のように加える。

大崎市中山コミュニティセンター  
 同 市鳴子温泉字星沼一九番地二五

大郷町大松沢ふれあいセンターの項を削る。

○宮選管告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮城県生コンクリート支部	高野 剛	高野 秀喜	仙台市宮城野区鉄砲町東四一四	平成二十九年八月二十九日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くまがい一平後援会	熊谷 一平	熊谷 博	気仙沼市唐桑町明戸六二	平成二十九年八月二日
日本第一党宮城県本部	田中 信吉	佐藤 琢也	仙台市若林区六丁の目南町一〇一	平成二十九年八月十日

○宮選管告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮城県栗原支部	佐々木孝雄	会計責任者の氏名	山田 卓郎	廣重 憲生	平成二十九年八月一日
日本共産党宮城県東部地区委員会	鈴木 実	代表者の氏名	鈴木 実	三浦 一敏	平成二十九年八月八日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
熱海文義後援会	熊谷 実	代表者の氏名	熊谷 実	鎌田 禎二	平成二十九年八月一日
小野寺五典後援会	石川 雅治	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	平成二十九年八月二十三日

川崎町を考える会  
 尾形 榮一  
 主たる事務所の所在地  
 柴田郡川崎町大字小野字二本松四五一一六  
 柴田郡川崎町大字前川字北原三七一二  
 平成二十九年八月二十五日

全日本不動産政治連盟宮城県本部	小林 妙子	代表者の氏名	相澤 克也	佐藤 昌市	平成二十九年六月十三日
宮城県農協政治連盟	高橋 正	代表者の氏名	高橋 正	石川 壽一	平成二十九年八月八日
宮城県藤井基之薬剤師後援会	佐々木孝雄	代表者の氏名	山田 卓郎	廣重 憲生	平成二十九年八月一日
宮城県薬剤師連盟	佐々木孝雄	代表者の氏名	山田 卓郎	廣重 憲生	平成二十九年八月一日

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十九年九月十五日



宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

石川りいち後援会 浜田 幸男 平成二十九年八月十日

○宮選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

石川りいち後援会

報告年月日 29. 3. 21 (29. 8. 10解散)

1 収入総額	579,293
前年繰越額	134,293
本年収入額	445,000
2 支出総額	391,801
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	(195,000)
寄附	195,000
政治団体分	250,000
4 支出の内訳	
政治活動費	391,801
組織活動費	291,801
調査研究費	100,000
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
名取発宮城の会	250,000 名取市

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

石川りいち後援会

報告年月日 29. 8. 16 (29. 8. 10解散)

1 収入総額	187,492
前年繰越額	187,492
2 支出総額	187,483
3 支出の内訳	
経常経費	56,500
事務所費	56,500
政治活動費	130,983
組織活動費	50,483
その他の経費	80,500